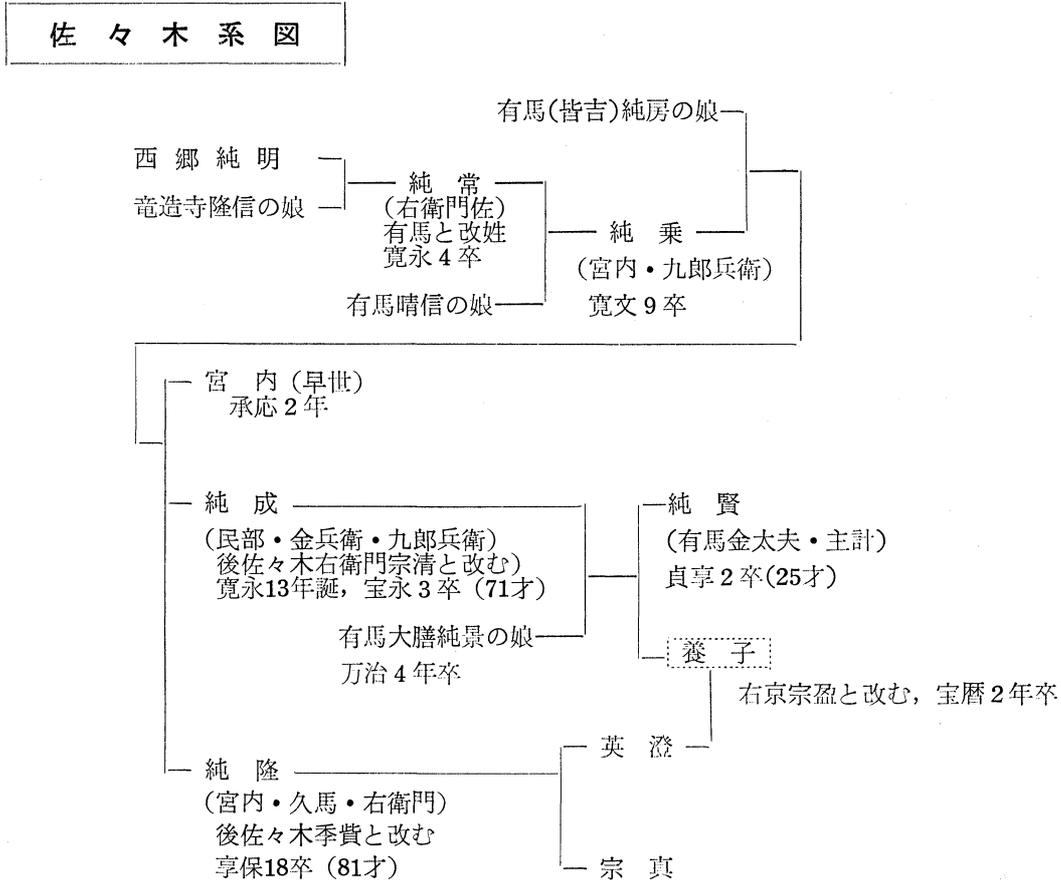


2. 佐々木系図

佐々木の系図は断片で、その全容をつかむことはできない。系図下書きや、断片史料をもとに、本稿に必要な佐々木宗清を中心にしてこれを図示すれば、次表のようになる。



佐々木家の系図には純常以前の記事が掲載されていたことは明瞭だが、彼の叔父忠明までは判読できても、それ以前は紙が無くて、一切不明である。寧ろ西郷姓をとっていたのではないかと思われるが、純成の項に、次の記事がある。

有馬家九流一門人数

代々御城代座上八朔御祝儀江府御名代

本氏 佐々木	有馬金兵衛	
直純公御舎弟	有馬 右京殿	
康純公御姉婿	有馬長兵衛殿	
本氏 東	有馬大膳殿	
木氏 草野	有馬四郎左衛門殿	
木氏 皆吉	西左兵衛殿	近藤角右衛門殿
	坂部彦兵衛殿	本氏 田中 有馬五郎左衛門殿

さらに、純常の代に、藩主有馬直純に従って九州臼杵郡延岡に移り3,200石の一所持となったことがわかる。

「古跡調」の中におさめられた「口上覚」（藩庁よりの要求により、佐々木家より呈出せるもの
の写）によると、

1. 私先祖佐々木右衛門事と有馬左衛門佐殿御方に罷居候節と高三千石之一所ニ而城代相勤組預り第一之座上代々仕、外ニ何ソ役儀等為致儀無御座候。

とあり、また、「古跡調」中、松下源左衛門の調査記事と思われるもの、（これを便宜上、史料
Bと呼び、前記「口上覚」を史料Aと呼ぶことにする）に、

隅州始羅郡蒲生上久徳村居住佐々木源之進事養父佐々木龍淳迄と延岡浪人ニ而肩書ニモ延岡浪人ト致来候処、御家ニ御奉公仕度御願申上候処蒲生郷士ニ被仰付候。于今御切米等被仰付来誠ニ難有家ニ御座候、古佐々木事古文書等モ数通致所持儀諸所相聞居様間ニ由緒等相尋候人有之候ニ付此度彼家諸書付相採来を成行略記之事左之通

1. 佐々木家ハ本号有馬肥前有馬家之旧臣ニ而彼家九流一門寄合人数与申候而重立候家筋之者ニ而高祿致候筋ニ相見得候然処慶長十九年寅七月十三日主人有馬左衛門佐直純日州臼杵郡延岡城ニ御改易被仰付其時有馬右衛門与申者主人之供致延岡ニ罷越穂方ハ居住三千石之一所持ニ而罷在……と記している。

系図でも察せられる通り、重臣であったことがわかる。

福井県、丸岡の「藤原有馬世譜」によると、日向時代の御一門組に 皆吉、山田、堀、安富、佐々木、草野、田中、津田、近藤の九家があり、このほかに、峯、鬼塚、馬場、林田の四天王があったことがわかる。

上記「世譜」より家老を列記すれば、

寛永十年	家老	有馬丹後守直経、	有馬大膳純政
寛文四年		津田平之允、	安富万助
	一門	有馬長兵衛純親周盛、	全田中五郎左衛門、
		全草野四郎左衛門	純則
延宝三年	一門	皆吉大膳純景	
天和三年	一門	近藤大之丞純豊	
元祿三年	一門	有馬金兵衛、	有馬忠右衛門
	十六年	一門	堀齊宮 田中十兵衛 有馬十兵衛 草野四郎左衛門 有馬大膳
			坂部彦兵衛 近藤角左エ門
	家老	堀齋宮純俊 田中十郎右衛門周辰 堀主馬之助純利 津田平之允純尚	
		有馬右京純位 山田市大夫純和	

と、ある故、佐々木家系図下書や、口上覚が誇張した表現でないことがわかる。また純乗や純成父子が、皆吉家と姻籍関係を結んでいることでも、その社会的地位が推測できる。これ程の旧家が「古跡調」史料Bによると

元祿三年午九月十九日延岡之内山陰坪屋之南郷百姓一揆ヲ起シ騒動ニ付諫言致候趣有之候処、耳ニ口逆ヒ暇ヲ被下候……

とあり、史料Aには

1. 有馬家過去之儀と先年延岡百姓騒動ニ付存寄之儀御座候故所存之趣再三左衛門佐殿ハ直ニ申達候得共成程尤之由ニ而夫ヨリ前悪敷罷成候処ニ輕キ者ヲ被取立一門家老之者共ヨリモ座上被申付何レモ然旨返答仕候得共先祖右衛門儀と子細有之相成申間鋪旨申上候故猶以前悪敷相成目通ニモ不罷出様相成候ニ付暇申出置候処越後之国之内ハ所替被仰付右衛門モ付添越後之国之内迄差越候得共糸魚川与申所ニ而暇被出候ニ付直ニ此

方様ヲ志シ候……と、ある。此方様とは島津家のことである。

3. 糸魚川退去の理由

佐々木家が有馬家を辞した直接の要因が、延岡の山陰百姓一揆に関係あることは、上記引用文でわかる。実はこの一揆によって有馬氏も改易を命ぜられ、糸魚川に転封となつたのであるが、佐々木氏が何故にわざわざ糸魚川まで行って、そこで暇をとることになるのか判然としない。

佐々木系図下書によると

一、同四年(元禄のこと)未六月廿二日、御上使藤掛采女様延岡ニ御下向、同廿三日吉日御城御見分、采女様登城、御城代有馬金兵衛、御家老堀齋宮殿、御家老代有馬大膳殿、直次公御家老九津見吉左衛門殿、戸村惣右衛門殿右登城

同廿五日御城請取渡右人数ナリ

一、同五年申八月廿六日、直次公御入国

一、同六年酉正月廿九日、金兵衛、久馬右衛門兄弟延岡乗船
同二月朔日出津、同十一日大阪ニ着、同十月二日マデ滞在、
同月三日両家内大坂発足、同月十四日越州糸魚川着

一、同七年戌正月十五日子細アリ、御暇願、

同三月十四日ニ御暇出ル、御目附仁保庄兵衛殿御取次、御三人家様、御老中様、公方様御近習此方御兄弟御一門、右ノ通御構外御構無御座由、有馬名字純之字遠慮可仕之由御書付申請。

とあるだけである。

一揆は「延陵世鑑、巻2」によれば、元禄3年庚午9月19日とあり、有馬永純の改易は、元禄4年辛未10月22日となっている。史料A及びBによると、一揆の処置につきこの金兵衛(後、佐々木宗清と改名)が意見具申し、それが藩主に入れられず、かえって目通りかなわぬことになったと述べている。しかし、系図下書に見る通り、金兵衛は城代として藤掛采女の城請取に立合い、5年には新しい藩主三浦直次の入国を迎え、翌6年正月に延岡を出発している。旧藩主永純は糸魚川に移らず、多年延岡に居すわっていたという説を延岡で聞いたが、福井県の丸岡町の前教育長伊東尚一氏も

「有馬清純は元禄4年、糸魚川に移されたのが不服で、家臣だけを糸魚川に移させ、本人は延岡郊外に住んで居たが、丸岡城主を命ぜられて始めて行列を作って入部したと云います。」と教えてくださった。

若し斯の如くんば、永純と金兵衛とは共に、元禄4年、5年の両年には延岡にいたと考えられ、この間に両者の関係が不和になったと推測される。「延陵世鑑巻之二」に、

其の年より酉、戌の年までに家中の輩引越しの光景見るに哀れを催せり。其の故は永純卿近年金銀不足の上越後知行の納まり延岡の半納もあるまじとて暇を賜るもの数百人、延岡に捨て置かれ諸人数半分余り越後に引越し也。

延岡より糸魚川まで海路三百余里、さしも親愛の父子兄弟も別れては二度相見るの思ひを絶ち、便りも稀なるべしと其悲しみ云わん方なし。先達て越後に往きし人々も嘆きはやますと聞き

あとさきの涙くらべて見るならば
糸魚川はおとらじものを

と口号み遣はしければ皆人味気なき思をなせり……。」（日向郷土史料集巻2, pp71~72.）とある。恐らく、これが真因であろう。

「藤原有馬世譜」を研究しておられる伊東尚一氏の研究によると、有馬氏の家臣は次表のようになっている。

	貞 享 元 年	元 祿 八 年	同 十 二 年
諸 士	5 8 1	3 2 2	2 5 6
御 徒	2 3 6	4 3	4 9
合 所 人	1 9	1 5	1 3
卒	8 2 8	4 3 7	3 2 2
職 人	2 3 1	2 9	4 0
寺 院	3 4	1 6	2 5
雑 人	2 5	2 5	1 7
計	1, 9 5 4	8 8 7	7 2 2

このように家臣数が元禄8年から12年にかけて急激に減少するのは経済的理由であって、前記「世譜」に、丸岡転封後も「永御暇、是国用足らざるをもって減少せらるる所也」とあることから察せられる。具体的には

元禄10年2月12日 諸士70余名永暇

同年8月27日 ♪ 10余名永暇

同年9月4日 ♪ 50余人永暇

の記事が見える。前記「世譜」に、佐々木家の退出の記事がある。それに、

「元禄七年三月十五日、有馬金兵衛、佐々木久馬右衛門並諸士三人永御暇」とあり、有馬金兵衛佐々木久馬と別姓に記してあるが、問題の佐々木兄弟であることは間違いない。有馬藩より、斯くも多数の解除者が出た背景に、有馬家の財政窮迫を見逃すことはできない。

だが、佐々木家系図下書の前記引用文中に「十四日御目附仁保庄兵衛殿御取次御構外御構無御座由」とあるが、「古跡調」の史料Bに、「同十四日御目附仁保庄兵衛殿 公儀ノ御目附ナラン、御取次士御構段被仰渡…」とあり、また、同史料に

「享保六年巳閏七月右先主有馬左衛門佐様御方ね右両家儀ニ付 此御方様ヨリ及御問合候処 御構有之筋ニ御返答故被召仕候儀モ難被遊段……」とあるところから、史料Bの「諫言致候趣有之候処 耳ニ口逆ヒ暇ヲ被下候」の表現も、理由なしと一概に擯斥できない。それ故、山陰一揆における佐々木金兵衛の役割を検討する必要が生じてくる。

山陰一揆は、臼杵郡山陰村の1,400余人が秋月藩内に逃散し、秋月藩より報告あり、遂に江戸幕府に解決を求めた為に、一層大きな事件となり、ために藩主の改易にまで発展した事件である。「成

願寺書写山陰百姓一揆始末」を見るに、この事件の解決にあたった中心人物は、延岡役人田中十三兵衛と、仁保庄三兵衛なることがわかる。この仁保庄三兵衛は、田中と連名で一揆中の者に送った勧告書に、仁保庄兵衛とも記されている。(宮崎県百姓一揆史料, P227, P229)

それ故「14日御目附仁保庄兵衛殿御取次……」につき、史料Bで編者松下源左衛門は「公儀ノ御目附ナラン」と註しているが、史料Bの仁保庄兵衛殿と、この一揆説得にあたった仁保庄三兵衛とは同一人物と思われる。

一揆は遂に幕府の関与するところとなったが「高鍋藩拾遺本藩実録(⇒)」の元禄4年の条に、正月六日、有馬左衛門佐様より御使箕浦源右衛門来り、欠落百姓御老中様より被仰渡と而、有馬金兵衛受取として来由。

七日 金兵衛美々津ニ来、此方より小坂六郎左衛門船美々津へ差越、対談。此方様へハ加賀守様ヨリ可相渡旨欠落百姓へ為申渡河野七郎兵衛□又猪野へ差越、延岡より参候林九兵衛同道、六郎左衛門又猪野へ差越申聞候得共、百姓承引不致、其段金兵衛へ相達、此上ハ不及是非由ニテ金兵衛罷帰ル。

十二日 有馬金兵衛為使兎玉半之丞美々津へ参、欠落者幾重ニモ御相談頼ム由也。依之河野七郎兵衛、河野左市右衛門為取扱、又猪野へ差越、百姓納得不致。

二十一日 欠落百姓可帰参取扱候得共、二十人ノ者共江戸着落ノ義不承内ハ、不致帰参ト申もの之候而も難成旨、重テ御異見被下間敷申切ニ付、有馬金兵衛へ以飛脚申遣……中略。

六月二十八日 延岡より使者仁保庄兵衛来、欠落百姓共立帰様可致由、御評定所ヨリ被仰渡候……以下略。

七月二日 退百姓立帰候様為相談、延岡より両使仁保庄兵衛、深美長右衛門新町迄被遣、此方相談人被遣次第美々津へ出合候様、被仰付候間左衛門佐様より御状参候ニ付、……以下略。

以上の引用で察せられるように、仁保庄兵衛がこの事件の直接担当者で、説得につとめたが、事件が深刻化するに及んで、有馬金兵衛もこれに関与し、正式使節として高鍋藩と折衝したことがわかる。しかも彼の記事が見ゆるのは元禄4年の正月と2月の2ヶ月間で、それ以後、この事件の直接担当者として仁保庄兵衛の名が現われてくる。このことから、藩主に金兵衛が意見具申し、それが「耳ニ口逆フ」状態となったのは、この2月の頃のことではないかと推測できる。

しからば有馬家を永暇して、薩藩に向ったのはどうした理由であろうか。史料Aには

「直ニ此方様ヲ志シ候而大坂表ニ差越……」とあり、史料Bには「其時分御政事御三代乃遺風相残風情之厚キ他国勝レリ、夫故他国ヨリモ御国ヲ奉慕ト見候」と意見を述べている。孰も記事が簡明で、それ以上の理由を知ることができない。

4. 一揆と薩藩との関係

宮崎県百姓一揆史料を見れば、1685年の「田野御百姓逃散事件」1690年の「山陰村逃散事件」つ

いで「宮崎郡三ヶ村逃散事件」1750年の「宮崎五ヶ村逃散事件」等、共に逃散の目的地が、薩藩となっている。特に山陰村の場合、高鍋の秋月藩、佐土原の島津支藩を通り越して薩藩へ逃散とは、よくよくの理由がなければならない。「延陵世鑑卷(二)」「此故(は)郡代梶田十郎左衛門が非道ヲ怨ミ、薩州へ亡命ノ覚悟也」とあり、これとは別に「佐土原鶴城譜略」の元禄4年の条に、

二月四日 有馬左衛門佐永純の領土日州臼杵郡山陰村の土民数十隣領に走る。黒木兵左衛門、被官、家内五人
内男四人 女一人、馬一匹 畦原角之丞、有馬左エ門助被官、家内九人 塩月市郎兵衛門、有馬忠左エ門、被官、家内八人、男四人、女四人馬一匹

是に党す。男女二十二人来て佐土原に住せん事を乞う。

とある。この22名は、薩藩を目的地として、高鍋藩に抑留されている本隊とは別動隊と考えられる。

本隊がいかなる理由から薩藩への逃散を計画したものであるか、史料で明らかにすることはできない。

「日向国御料発端旧記」に、

天正六寅年より同十五亥迄拾ヶ年 薩摩国領、同十六年より慶長十八丑迄二十六ヶ年 延岡領主高橋右近太夫殿領分……(日向郷土史料集 3 巻 P. 14)

とあるし、また「延陵旧記」に、

高橋右近太夫肥前より入部二十四年を送り今の県の城を築く。慶長十八年壬子十二月十二日猪熊大納言落来しをかくし置たる咎によって奥州に流され、嫡子主膳薩摩へ預けらるるに、今薩州にてその子孫有り。この年三ヶ年公料となる。(日向郷土史料集、巻1、P345)

という2つの事情が、彼等を薩州へ導いたとも考えられぬことはない。

さらに、宮崎郡の大島組、大田組、跡江組等が同じ延岡藩に属するとすれば薩藩と直接に接触し、贈賄、都城地区の人口稀薄を熟知していたとも考えられる。しかし私は、もっと農民の生産関係の近似性からは求められぬだろうかと考えている。これは単なる仮説であるが、薩藩の門と、延岡藩の門との間に於ける近親性の問題である。

5. 延岡藩の門と薩藩の門との比較

延岡で知られている門を、地図上に記入していくと、高千穂組とか、神門組、或は田代組等の山岳地帯には門は見られない。寧ろ門河組、両名組、或は岡富村を中心とする、北川、祝子川、五ヶ瀬川、五十鈴川、或は耳川等の河川の中流より下流域に集中していることがわかる。

「川北村郷土史料集、第4巻」を見るに、

「一、小侍郷土医師并刀御免之者無御座候。」(P. 11)と出てくるが、延岡領の大庄屋、庄屋に苗字を持つ者がほとんどである。例えば

一、拙者と五代目前甚左エ門方々先祖はと苗字御免無之候趣申伝有之候右甚左衛門儀老年ニ相成勤引之前ニ苗字御免ニ相成控も有之候夫ヨリ直ニ隠居ニ相成定治郎は跡後被仰付其後同人苗字御免被仰付候右定治郎儀と文化五年辰年ニ勤引願上同辰四月ニ市郎治は跡後仰付候是又扣茂有之候右同人は勤中ニ苗字御免無之候市郎は与兵衛と改名病身ニ付文化十二年亥年ニ勤引願上若隠居ニ相成申候父源治は相讓跡後被仰付候事

三川内村 源治

一、其方儀数年実躰村方取囃宜上納間取立等出精差働候ニ付此度苗字御免被成候猶又出精可相勤候。

但し文政二卯二月被仰付候御書付写

一、三川内村 庄屋猪股甚左衛門

其方儀村方取囃宜諸上納物取立方出精猶又御他領境之村方候処彼是骨折差働候ニ付此度大庄屋格被付候。

(源治事甚左衛門与改名仕候)

一、三川内村庄屋

大庄屋 猪股甚左衛門

其方儀……中略……別段之筋を以此度郷土被仰付庄屋兼帯ニ被成候

天保二卯十一月被仰付候御書附写 (*ibid*
pp.27 ~ 28)

とあるけれども、その前の記事に、

法名相室妙円信女 元和九年亥八月十二日 江雲道沢信士寛永十一年戌三月廿八日 江州沢山住人俗名猪股清八郎と石碑ニ掘付有之候 (*ibid. P-27*)

とある故、早くからこの苗字を使用していたことがわかる。門には弁指と百姓惣代なる役職がよく記録に出てくるが、この弁指にも苗字を有するものが多い。弁指は薩藩では浦方に見られる職制であるが、これを村方にあてれば名頭、或は数戸の門を支配する名主に匹敵するのかもしれない。また、佐土原に逃散した別働隊が、有馬家重臣の被官と書かれている。この被官が単なる百姓を意味するものなのだろうか。島原より新らしく移住してきた有馬家の重臣連中と被官関係を結んでいる点で、島原から扈從してきた従臣連中が、被官におとされたのではないかと推測される。その意味で極めて、中世的色彩の多いものではなかろうかと思っている。この点で、薩藩の門の起源と深い関係があるのではないかと判断される。

門の構成人員を知りたいと思うが、直接これを記した記事には未だ遭遇していない。ここに一つの手掛りとして、明治2年の「長井村庄屋御用台帳」に、本村門の弁指役交替の為に入札した記事がある。

1. 式拾五枚	山下, 梅吉
拾老枚	喜惣治
拾枚	子之吉
七枚	松本十兵衛
五枚	又四郎
壹枚	儀三郎
壹枚	参之助
壹枚	久兵衛
壹枚	市之助

× 六拾式枚 (北川村郷土史料集五)
P.15

とあり、1人1票と考えると、62名が投票したことになる。若しこれが門の要夫全員と仮定すれば、大きな門で、薩藩の方限に相当するものではないかと考えられる。

門の石高を検するに、

一、高百八拾五石七斗九升五合三勺	安政四巳穂大井門御割付之表	
内、高八拾五石六斗六合七勺	大井門	
同八拾五石六斗三升四合七勺	梅木門	
同拾四石五斗五升四合	下塚門	(ibid, IV B. P. 34)

薩藩の一門平均20石とし、4門一方限と見れば、ほぼその石高の配分は安定する。しかも、明瞭に門割の記事がその次に見られる。

右之通前々々門々々高相訳居候得共右三門之分ハ四ツ割四分五厘宛ニ有之候ニ付御割付之表も大井門を斗り有之候、右成年大井門之高相違之儀を以前ハ梅木門与大井門ハ高之出入有之候已年ハ前段之通市尾内門者四つ二分五厘、歌系門ニ四つ免ニ有之候 (ibid P. 34)

以上で、門が高配分の単位であり、門割りがなされている事は、これで理解できる。

薩藩の場合、門内の名頭と名主の関係が、家父長制的なきびしさをもち、門高は門百姓間で、それぞれ配分しあった事であろうが、貢納の全責任は、恐らく名頭にかかっていた事と思われる。この点で、門は、一種の生活共同体である。薩藩にも五人組制度が敷かれた事は、五人組を記した記録が現存していることからはっきりするが、五人組の果す相互扶助、並びに、連帯責任制は、寧ろ門割制度によって代行され、五人組は形式的にのみ施行された事は歴然たる事実である。延岡藩ではこの点、いかがであろうか。

正徳2壬辰12月18日「三川内村庄屋、並に各弁指連署の報告書」に

一、五人組相立銘々組頭相添罷有候得共五人組帳差出シ不申候。 (ibid, P. 23)

とあり、且つ、沢武人氏篇輯の北川村郷土史料集を見ても、五人組の記事は、これ以外には見つからない。よって、連帯責任制という点で、門は五人組に代行する規制力を持っていたと断ずるのは早計であろうか。

以上、きわめて、粗雑な検討ではあるが、門の両藩の親近性を推定した。若しこの推定が可能であるならば、薩藩への逃散も、共同体的類似性に、その理由の一端を求めることができるのではないかと思う。

6. その後の佐々木家と有馬家、島津家との関係

「古跡調」によると、佐々木兄弟は糸魚川の北方高田を経て船で敦賀に渡り、大阪から再び乗船して宮崎の細島に上陸、佐土原に向い、ここで2泊している。恐らく、佐土原藩を通じて、薩藩入国の了解を得んとしたものであろう。その後のことについて系図下書を引用すると次の通り。

- 一、同元祿七年(五月)廿六日 夜入高岡ニ両家内男女式十二人前田と申所ニ野宿シテ御當家奉頼。
- 同廿七日 末明ニ所衆兩人ヨリ御国法承知ス。
- 同晩 三雲十左衛門殿浜田志摩助殿ヨリ御国法承知ス。
- 同廿八日 三雲殿浜田殿又御国法承知ス。
- 同晩 右兩人ノ衆ヨリ同所八日町山伏長仙院裏屋ニ宿被申付候。
- 同廿九日 町奉行司二人附用聞三雲殿浜田殿。
- 同卅日 両家内諸道具改アリ。
- 同六月二日 医師八田藤左衛門殿被伝付候由用聞衆ヨリ承。

同七日御家老中ヨリ大島慶左衛門殿永山休兵衛殿御両使御国法被仰渡。

同八日右御両使ヨリ段々御尋有。

同九日右御両使高岡発足。

一、同七月七日所ヨリ真米一石受納。

同十日、西監物殿ヨリ両家為見廻家来伊嶋市良右衛門高岡ニ指越。

同十二日、帰宅。

同十五日御家老ヨリ永山休兵衛殿御越色々御尋アリ。

一、同八年二月廿一日旅宿修甫アリ、中略

一、同九年の正月廿六日、同所天神宮座主観音寺両家移ル。

以上見る通り、薩藩の国法を、くりかえし述べているのは、家老級の家格であるが、藩主との関係が既に薩藩に報告されていたと考えられ、そのため、婉曲に断ったのではないかと察せられる。しかし佐々木両家の熱意に屈し、一応宿舎と、給米をしているが、入国の正式許可はなかなか与えていない。

一、同十五年午五月 両家内隅州蒲生ニ被召移旨用聞衆兩人ヨリ奉承知。

同六月廿八日 高岡出足人馬相渡ル。道船見廻高岡衆竹下十左衛門殿。

同廿九日 庄内高城ニ着。兩天一日滞在。

同晦日 福山ニ一宿。

同七月朔日 出船二船、同日帖佐松原ニ着。人馬渡ル。

同晩 六つ過蒲生久徳村ニ着。青敷原米丸村ノ境ニ屋敷二ヶ所……中略。

一、飯米廿八石八斗起帖佐御蔵ヨリ被仰付ノ由高岡ニテ奉承知ナリ。中略

一、宝永二年乙酉二月十六日 右衛門老年ニ及多年之儀我等身上落着。為御訴訟南林寺松原ニ参上。

弟の方の記事を見るに、

一、宝永六年巳十一月廿八日、右京、宮内両家御城下徘徊併右京姉縁組御免許、且又以後用聞無用ノ由被仰渡。

以上見た如く、蒲生に移されるまで7ヶ年を要し、その取扱いは極めて慎重である。

史料Aによると、

一、関外ニ而も何歎不自由有之候ニ付 御城下邊ニ被召移被下度旨奉願候処ニ 元禄十五年午七月蒲生ニ被召移家居等モ御物ヨリ御作被下御養料多 御切米廿八石八斗多年被成下難有次第奉承候、右衛門代ニモ度々鹿兒島出奉願候得共何分不被仰付候右衛門事モ其後相果申候。

一、右衛門子佐々木太郎次郎代至鹿兒島ニ被召出被下度旨奉願候共有馬家ニ及御問合候、有馬家ヨリ 構有之候由返答有之候右通構有之趣被聞召候上モ 御抱被遊候儀モ難被成候ニ付 當国ニ被召置候儀計御免被仰付御養料迄モ被召揚之旨享保六年巳七月被仰渡候、同年子四月有馬家構免許有之候。

この文面より、薩藩が佐々木を正式に受入れているのは、対有馬家との関係であることがわかる。有馬氏が近習として、当時の側近政治に便乗して、小藩ながら恐るべき相手であることを察知し、きわめて穏便のうちに、佐々木家召抱を成功させようとした事が推測される。またこの文面で佐々木家はかなり鹿兒島士へのとり立てを熱望してやまなかったようであり、島津家としても、その履歴を高く評価していたのではないと思われる。それ故、表向きに抱えることができず、蒲生に移し、時日を稼ごうとしたものであろう。また蒲生移住の許可の出たのは元禄15年のことであるが、これには赤穂浪士の蹶起が、藩政を左右したものでなかったろうかと推測される。

系図下書には

一、享保六年巳閏七月被仰渡候今度先主有馬左衛門佐様御方は右京宮内儀ニ付御問合候処今以御構有之筋之御返答故被召仕候儀難被遊段々被仰渡次第写外ニアリ、右ノ通ニ付於江府有馬玄蕃頭様御内ニ親類本田□右衛門殿ニ申遣候処本田氏願主ニテ増上寺大僧正様ニ奉願同四月御法事ニ安養院サツエイ御便僧有馬家ニ御断有之御構御免許ノ委細外ニ書付有。

と記されているので、有馬家の許可を得るのに随分手間どっているのがわかる。薩藩は藩政時代の前期は政治的には、つとめて幕府の意を体し、有馬家との関係で紛争を起すことをおそれ、ひたすら事なかれ主義をとっていたことが察せられる。島津家から見れば厄介な亡命者がころがりこみ、迷惑したというところであったろう。

しかし享保時代となって、漸く有馬家より許可が出たが、も早、有馬金兵衛の時代から遠く隔ってしまった。恐らく金兵衛生存中には島津家の方でも城下士にとりたてる算用であったと思われるが、余りにも時代が経過してしまった。それ故史料Aはその結果を次のように伝えている。

一、又々鹿兒島ニ被召出被下度旨奉願候処ニ享保八年卯正月作職高三拾石相渡上下人数ニ応雜穀飯米迄ヲ被成下只今ハ上下両家内人数八人上男女六人下男二人罷居候、右之内御扶持米被成下候者私家内上下二人上男一人一日ニ真米五合ツ、下男一人一日ニ雜穀老升ツ、二男家佐々木源蔵家内上男一人一日ニ真米五合ツ、被成下難有頂戴仕居候、残人数者御養料差上置申候、家作等御断申上當分自分修甫仕申候

一、鹿兒島ヲ願出と左モ有之候得共當分御用之御見當モ無之殊ニ家内不続有之候ニ付鹿兒島ニ居住難叶筈候間押而郷士ニモ可被仰付候得共筋目宜と之由候得者先キ先キ御用モ有之候歟又モ其身依働鹿兒士ニモ可被仰付者之故右之通被仰付置之旨親類之者ニ御内々ニ而被仰聞承知仕候右内々ニ而被仰聞候写書ハ致所持候得共年号相知不申候

つまり、結果としては郷士に決着したわけであるが、有馬家時代の家格が重ぜられて、当時より隨身せる家々にも給付がなされ、郷士としては上級の待遇である。

7. むすび

一般に、大名間との関係を示す文書は、余りにも儀礼的で、きれいごとの記事に満ち満ちていて、どのような対立や摩擦があったのか、なかなか察知し難いものである。しかるに、たまたま佐々木家の如き事件が発生することによって、この関係が表面に現れることが多いのであるが、不幸にして、この事件は薩藩の直接の藩政史料では未だ記事を見出すことはできない。藩政史料で沈黙を守られていることは、両家には何等対立を生ずる如き問題は介在せず、いとも交友的關係が継続されたと判断するよりほかにしかたがない。このことは、藩庁が出来るだけ事を平和裡に、穏便にはこぼんとしたことの証査でもある。そのため藩庁側の記録には正式に記載されなかったと判断しなければなるまい。

薩藩は有馬家、その背景の幕府をはばかり、婉曲に断る方針であったらしいが、表面的には無関心の態度を装いつつ、次第に佐々木家の入国の方針を固めていった。問題はその受け入れ態勢である。佐々木家の史料から察知されることは、城下士へのお抱え問題である。然し、いかに金兵衛の履歴がよいとしても、この礼遇が藩内の摩擦を生ぜずして、容易に実現されうることであろうか。

薩藩が当時より赤字財政に苦しんでいたことは自明の事である。藩ではそのスタートから、多くの家臣団を抱え、これが対策に苦慮して独特の郷士制度を構成し、一応家臣団の困難なる整理を解決しつつあった。将にこの時期に入国を願い出てきたものである。恐らく有馬家が佐々木家に対し**構御免**の身であったとしても、これが実現は困難であったろう。それを**構ある事**を承知で入国を許し、文面では城下士へのとりたての意志を、かなり明らかにうち出している。つまり、表面的には有馬家との間に穏便主義をとりながら、しかも隠密裡に、これを優遇し、城下士お抱えの口約束をしている事は、或る程度幕府に対する、或は側近政治に対する藩の抵抗を覗わせるものがある。正式に城下士採用には至らなかったが、享保時代に始めて有馬家より**構御免**が出される時期では、その実現は、内部的に一層困難であったに相違ない。元禄の段階では、城下士採用は一応承認されても、享保の段階では、余りにも時代が経過しすぎて、藩内家臣の動揺を防止することはできなかつたであろう。こう見てくると、有馬家の**構有之状態**に於て、一応家格を重んじた処遇であったとせねばならない。佐々木家が山陰一揆事件に関連し、そのために解雇され、同じく、この事件に関係した仁保庄兵衛より、その辞令を受けるに至るとは、まことに奇しき因縁であるが、一揆の者もこれが説得に努力した金兵衛も、共に、薩藩に永住の地を志したとは、まことに人生は皮肉である。彼等が薩藩を目的地とした理由について、「門」の類似性の問題を、一応仮説として提起した。この門の比較は、今後なされねばならぬ大きな課題であると思う。此の論文中、丸岡に関する部分は福井県丸岡町の伊東尚一氏の御教示によるものである。ここに改めて感謝の意を表したい。

また史料を公開してくださった佐々木家にもその御好意を謝するものである。同時に、延岡市北川村の郷土史料を精力的に蒐集し、これを編輯しておられる延岡商高の沢武人先生に敬意と謝意を表する次第である。

参 考 文 献

- 日向郷土史料集、1巻～7巻
宮崎県百姓一揆史料 小寺鉄之助著
北川村郷土史料集 沢武人編
藤原有馬世譜